

総 則

1 高等学校学習指導要領の改訂について～中央教育審議会答申から～

平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）において、各学校が教育課程の検討・改善や、創意工夫にあふれた指導の充実を図ることができるよう、新しい学習指導要領の中で、「生きる力」とは何かを資質・能力として具現化し、教育目標や教育内容として明示したり、教科等間のつながりが分かりやすくなるよう示し方を工夫したりしていくことの必要性が示された。

ここでは、「社会に開かれた教育課程」の理念が重要視されている経緯を説明した上で、学習指導要領の改訂の基本的な考え方や教育内容に関する主な改善事項等について説明する。

(1) 学習指導要領の改訂の経緯

学習指導要領は、教育基本法に定められた教育の目的等の実現を図るため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、時代の変化や生徒の状況、社会の要請等を踏まえ、概ね10年に一度、数次にわたり改訂されてきた。

現行の学習指導要領は、平成20年に改訂され、教育基本法の改正により明確になった教育の目的や目標を踏まえ、知識基盤社会でますます重要になる生徒の「生きる力」をバランスよく育ていく観点から見直しが行われたものである。特に学力については、「ゆとり」か「詰め込み」かの二項対立を乗り越え、「基礎的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「主体的に学習に取り組む態度」という学力の三要素のバランスのとれた育成が重視されている。また、教育目標や内容が見直されるとともに、習得・活用・探究という学びの過程の中で、言語活動や体験活動等を重視することとされ、そのために必要な授業時数も確保されている。

(2) 現行学習指導要領の理念の重要性

平成20年の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（以下「平成20年の答申」という。）においては、学習指導要領の理念（「生きる力」の育成）を実現するための具体的な手立てを確立するという観点から、改訂の基本的な考え方を次のように示した。

学習指導要領改訂の基本的な考え方

- [1] 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- [2] 「生きる力」という理念の共有
- [3] 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- [4] 思考力・判断力・表現力等の育成
- [5] 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- [6] 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- [7] 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

また、さらに、国民としての素養である基礎・基本を義務教育でしっかりと身に付けることを前提として、高等学校において、さらに発展させ、学問研究や技術の習得に結び付けるために重視されている事項として、次の3点が示された。

- 各教科・科目において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、知識・技能を活用する学習活動を重視すること。
- 各教科・科目において、義務教育と高等学校との間の系統性を重視した円滑な接続を図ること。
- 豊かな心や健やかな体の育成のため、道徳教育の充実や健やかな心身の育成についての指導の充実を図ること。

「生きる力」の実現という観点からは、学力の三要素のバランスのとれた育成や、各教科等を貫く改善の視点であった言語活動や体験活動の重視等については、学力が全体として改善傾向にあるという成果を受け継ぎ、引き続き充実を図ることが重要であるが、新しい学習指導要領では、「生きる力」とは何かを資質・能力として具現化し、教育目標や教育内容として明示するなど、示し方を工夫していくことが求められている。

(3) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

ア 「社会に開かれた教育課程」の実現

新しい学習指導要領においては、教育課程を通じて、生徒が変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力とは何かを明確にし、教科等を学ぶ本質的な意義を大切にしつつ、教科等横断的な視点を持って育成を目指していくこと、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、現実の社会との関わりの中で生徒一人一人の豊かな学びを実現していくことが課題となっており、これらの課題を乗り越え、子どもたちの日々の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠である。

学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要があることから、これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

「社会に開かれた教育課程」としての役割を果たすためには、次の3点が期待される。

【社会に開かれた教育課程】

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく生徒たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

イ 学習指導要領等の改善の方向性

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、生徒の現状や将来展望、現行学習指導要領等の課題を踏まえ、生徒に新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むために、「教科等を学ぶ意義と学習指導要領等の枠組みの見直し」、「『カリキュラム・マネジメント』の実現」、「『主体的・対話的で深い学び』の実現（『アクティブ・ラーニング』の視点）」の3点（ア）～（ウ）にわたる改善・充実を行うことが求められる。（図1）

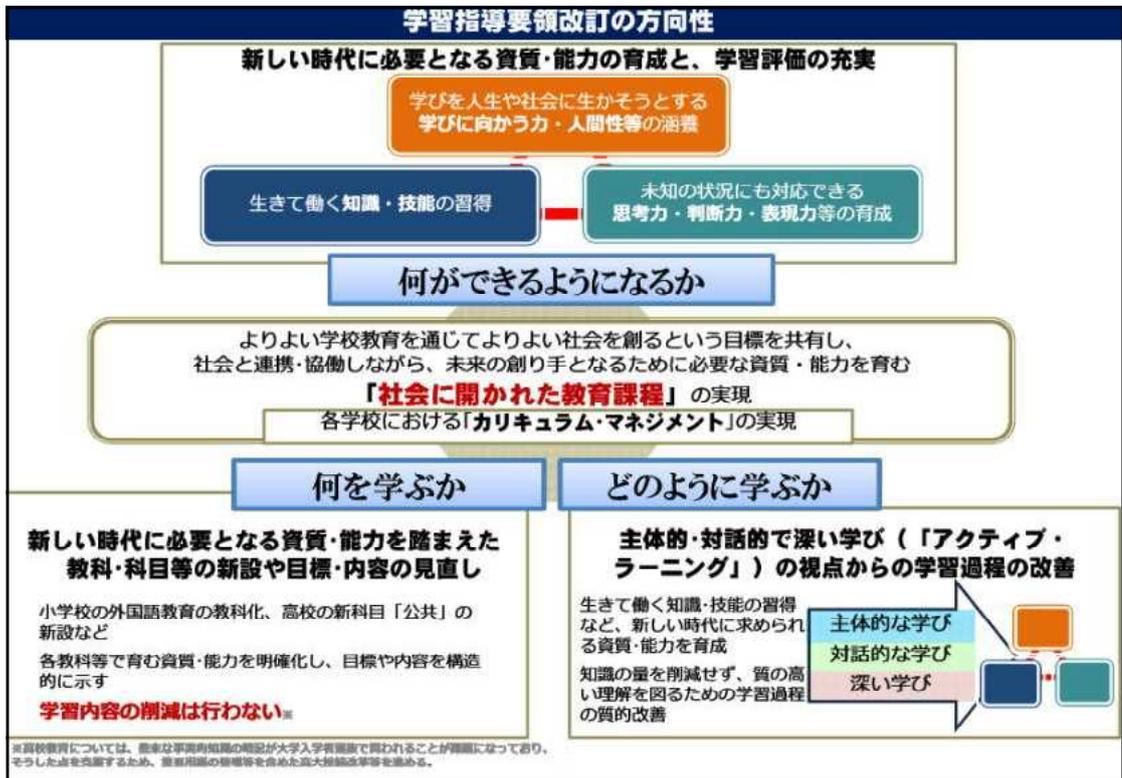


図1 平成28年12月21日中央教育審議会答申「補足資料」資料

(ア) 教科等を学ぶ意義と学習指導要領等の枠組みの見直し

各学校において、教育課程を編成するに当たっては、まず学習する生徒の視点に立ち、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何ができるようになるか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理し、それらを育成するために必要な指導内容等（何を学ぶか）を検討し、生徒たちの具体的な学びの姿（どのように学ぶか）を考えながらその内容を構成することができるよう、新しい学習指導要領等の枠組みを見直している。

(イ) 「カリキュラム・マネジメント」の実現

学校教育の目的や目標を達成するために、各学校には、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善する、いわゆる「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められている。

「カリキュラム・マネジメント」については、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて生徒たちに必要な資質・能力を育成するという、新しい学習指導要領等の理念を踏まえれば、以下の三つの側面から捉えることができる。

【「カリキュラム・マネジメント」の三つの側面】

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、生徒たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(ウ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現（アクティブ・ラーニングの視点）

生徒たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、生徒たちが「どのように学ぶか」という学びの質を重視した改善を図っていくことが求められている。こうしたことを踏まえ、学びの質を高めていくためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、日々の授業を改善していくための視点を学校組織全体で共有し、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。

① 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善とは、特定の指導方法のことではなく、人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、生徒たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことである。

具体的な内容については、答申において、次の3つの視点に立った授業改善を行うことが示されており、これらにより、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

視点1 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点

視点2 生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

視点3 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方、考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深

く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかどうかという視点

② 「主体的・対話的で深い学び」と「見方・考え方」

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に当たって重視されているのが、次の表に示すような、各教科等に固有の「見方・考え方」である（図2）。

「見方・考え方」は、新しい知識・技能を既に持っている知識・技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものである。既に身に付けた資質・能力によって支えられた「見方・考え方」が、習得・活用・探究という学びの過程の中で働くことを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりし、それによって「見方・考え方」が更に豊かなものになる、という相互の関係にある。

各教科等の特質に応じた見方・考え方のイメージ

見方・考え方	見方・考え方のイメージ
言葉による見方・考え方	自分の思いや考えを深めるため、対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉え、 その関係性を問い直して意味付けること。
社会的事象の地理的な見方・考え方	社会的事象を、位置や空間的な広がり に着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること。
社会的事象の歴史的な見方・考え方	社会的事象を、時期、推移などに注目して捉え、 類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
現代社会の見方・考え方	社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、 よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
数学的な見方・考え方	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに注目して捉え、 論理的、統合的・発展的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、 比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
音楽的な見方・考え方	音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、 自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること。
造形的な見方・考え方	感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、 自分としての意味や価値をつくりだすこと。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、 自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、 疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。
技術の見方・考え方	生活や社会における事象を、技術との関わり の視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること。

生活の営みに係る見方・考え方	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、 よりよい生活を営むために工夫すること。
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、 目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること。
道徳科における見方・考え方	様々な事象を道徳的諸価値をもとに自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に捉え、 自己の人間としての生き方について考えること。
探究的な見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、 実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けて問い続けること。
集団や社会の形成者としての見方・考え方	各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、集団や社会における問題を捉え、 よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現と関連付けること。

図2 平成28年12月21日中央教育審議会答申 別紙 (※ 下線は道教委による。)

③ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に関する主な留意点
(各教科等の特質に応じた学習活動を改善する視点)

「主体的・対話的で深い学び」は、総合的な学習の時間における地域課題の解決や、特別活動における学級生活の諸問題の解決など、地域や他者に対して具体的に働きかけたり、対話したりして身近な問題を解決することだけを指すものではなく、例えば、次のような、全ての教科等における学習活動に関わるものであると言える。

- ・国語や各教科等における言語活動
- ・社会科において課題を追究し解決する活動
- ・理科において観察・実験を通じて課題を探究する学習
- ・体育における運動課題を解決する学習
- ・音楽、美術、書道等における表現や鑑賞の活動

(単元や題材のまとまりを見通した学びの実現)

「主体的・対話的で深い学び」は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりの中で実現されていくことが求められる。

(4) 教育内容に関する主な改善事項

学習指導要領等の改訂においては、全ての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて、新しい教育課程の考え方について理解を深めることができるようにすることが重要である。

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、生徒に資質・能力を育んでいくためには、以下の6項目(ア)～(カ)に関わる事項を学校が組み立て、家庭・地域

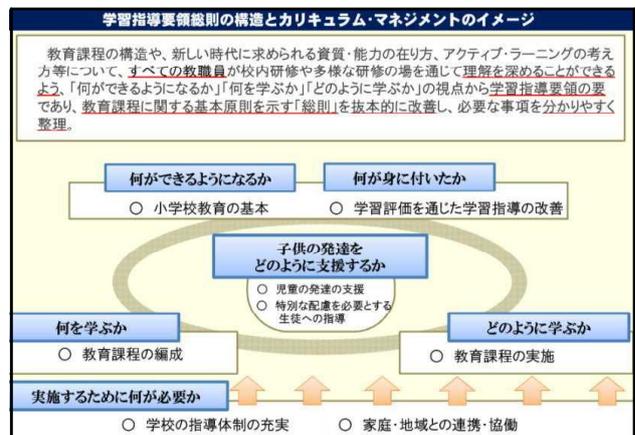


図3 平成28年12月21日中央教育審議会答申「補足資料」

と連携・協働しながら実施し、目の前の生徒の姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが重要である。(図3)

(ア) 何ができるようになるか ―育成を目指す資質・能力―

育成を目指す資質・能力に共通する要素を明らかにし、教育課程の中で計画的・体系的に育んでいくことができるようにすることを基本的な考え方とし、教科等の教育課程全体の関係や教育課程に基づく教育と資質・能力の育成をつなぎ、求められる資質・能力を確実に育むことができるよう、教科等の目標や内容を以下の三つの柱に基づき再整理する必要がある(図4)。

なお、生徒に必要な資質・能力を育んでいくには、各教科等をなぜ学ぶのか、それを通じてどういった力が身に付くのかという、教科等を学ぶ本質的な意義を明確にする必要がある。

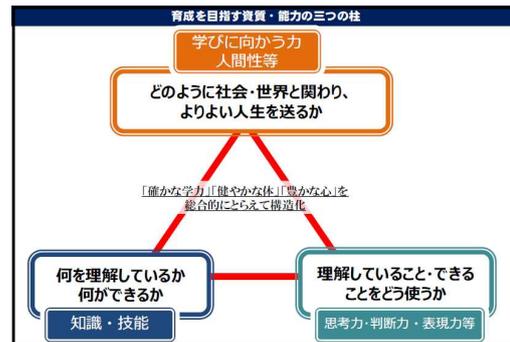


図4 平成28年12月21日中央教育審議会答申「補足資料」

【教科等の目標や内容の三つの柱】

- 何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)
- 理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- どのように社会・世界との関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

(イ) 何を学ぶか ―教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成―

様々な資質・能力は、教科等の学習から離れて単独に育成されるものではなく、関連が深い教科等の内容事項と関連付けながら育まれるものであり、資質・能力の育成には知識の質や量が重要であることから、今回の改訂は、学びの質と量を重視するものである。高等学校においては、初等中等教育を修了するまでに育成を目指す資質・能力の在り方や、高等学校教育における「共通性の確保」及び「多様性への対応」の観点を踏まえつつ、科目構成の見直しを行っている。

(ウ) どのように学ぶか ―各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実―

生徒は、主体的に、対話的に、深く学んでいくことによって、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解したり、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができる。

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、学校が次の視点に立って授業改善を行うことにより、学校教育における質の高い学びを実現し、生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすることである(図5)。



図5 平成28年12月21日中央教育審議会答申「補足資料」

(エ) 生徒一人一人の発達をどのように支援するか ー生徒の発達を踏まえた指導ー

生徒一人一人の発達を支援するための主な視点として、次の項目(①～④)を挙げることができる。

① 学級経営の充実

学習活動や学校生活の基盤は、日々の生活を共にする基礎的な集団である学級やホームルームであることから、小・中・高等学校を通じた充実を図ること。

② 学習指導と生徒指導

生徒指導については、個別の問題行動等への対応にとどまらないよう、どのような資質・能力の育成を目指すのか等を踏まえながら、改めて意義を捉え直しその機能が発揮されるようにし、学習指導と生徒指導とを相互に関連付け充実を図ること。

③ キャリア教育(進路指導を含む)

キャリア教育の実施に当たり、地域との連携・協働を進めるとともに、これまでの進路指導の実践をキャリア教育の視点から捉え直ししていくこと。

④ 個に応じた指導

一人一人の発達や成長をつなぐ視点で資質・能力を育成し、学習内容を確実に身に付ける観点から、個に応じた指導を一層重視すること。

(オ) 何が身に付いたか ー学習評価の充実ー

学習評価については、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を進めることが求められ、「カリキュラム・マネジメント」の中で、学習評価の改善を、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育活動全体のサイクルに位置付けていくことが必要である。

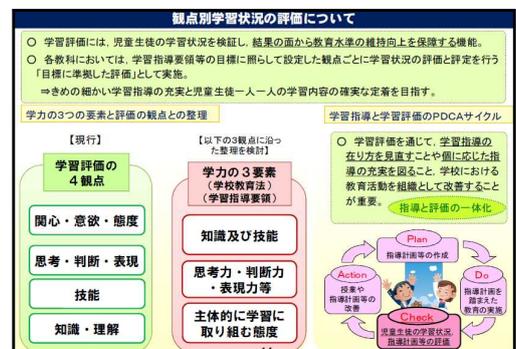


図6 平成28年12月21日中央教育審議会答申「補足資料」

なお、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、各教科を通じて、「知識・技能」、

「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することとした。(図6)。

- (カ) 実施するために何が必要か — 学習指導要領の理念を実現するために必要な方策 —
これからの教員には、学級経営や生徒理解等に必要な力に加え、教科等を超えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められることから、教科等の枠を超えた校内の研修体制の一層の充実を図り、学校教育目標や育成を目指す資質・能力を踏まえ、「何のために」、「どのような改善をしようとしているのか」を教員間で共有しながら、学校組織全体としての指導力の向上を図っていけるようにすることが重要である。

2 一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の充実

(1) キャリア教育の成果

将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点が重要である。キャリア教育については、中央教育審議会が平成23年1月にまとめた答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を踏まえ、その理念が浸透してきており、例えば、新規学卒就職者の3年以内の離職率の推移では、中学卒7割、高校卒5割、大卒3割であったものが、近年は7：4：3になるなど、高等学校卒業者の離職率が改善するなど職業観・勤労観が醸成されている。

(2) キャリア教育の課題

キャリア教育はこれまで学校の教育活動全体で行うとされてきたことが、逆に指導場面を曖昧にしまい、特に狭義の意味での「進路指導」との混同により、高等学校においては、特別活動の学級・ホームルーム活動に「進路」という内容が示され、卒業時に入学試験や就職活動があることから、本来のキャリア教育（本質的、系統的な進路指導）を矮小化した取組が行われている例が見られる。また、次のような課題も指摘されていることから、各学校ではこれまでの取組を再確認し、改善することが必要である。

- 職場体験活動やインターンシップをすることがキャリア教育になっていないか。
- 勤労観・職業観の醸成は小学校段階では尚早と考えられていないか。
- 「夢を持って」「仕事を調べる」が固定的なキャリア教育の授業になっていないか。
- 「キャリア教育≒進路指導」から「進路（進学／就職）」という狭義な部分のみを捉え、従前の指導を続けているのではないか。

(3) キャリア教育の効果的な取組

これらの課題の解決に向け、教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要であり、高等学校では、小・中学校におけるキャリア教育の成果を受け継ぎながら、特別活動のホームルーム活動を中核とし、総合的な探究の時間や学校行事、公民科に新設される科目「公共」をはじめ各教科・科目等における学習、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて行うことが求められる。

(4) キャリア教育の充実

各学校においては、中央教育審議会答申が示す次の方向性について検討を進め、生徒たちに社会や職業との関連を意識させる学習に取り組ませることが必要である。

- 小・中・高等学校を通じて、学級活動・ホームルーム活動に一人一人のキャリア形成と実現に関する内容を位置付けるとともに、キャリア・ノートやポートフォリオの活用を図ること。
- 科目「公共」において、教科目標の実現を図るとともに、キャリア教育の観点からは、特別活動のホームルーム活動などと連携し、インターンシップの事前・事後の学習との関連を図ることなどを通して、社会に参画する力を育む中核的機能を担うこと。
- 日常の教科・科目等の学習指導においても、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」を実現するなど、教育課程全体を通じてキャリア教育を推進すること。
- インターンシップについては、これまで主に高等学校卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に行われてきたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば研究者や大学等卒業が前提となる資格を要する職業も含めたアカデミック・インターンシップを充実させること。

(5) 育成したい能力や態度を明確にした全体計画の確認

上記(2)で示したとおり、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきたことが、逆に指導場면을曖昧にしているといった課題があることから、各学校においては、上記(4)で示された内容を検討し、キャリア教育の全体計画（図7）などの改善を図りながら、その充実を図ることが重要である。

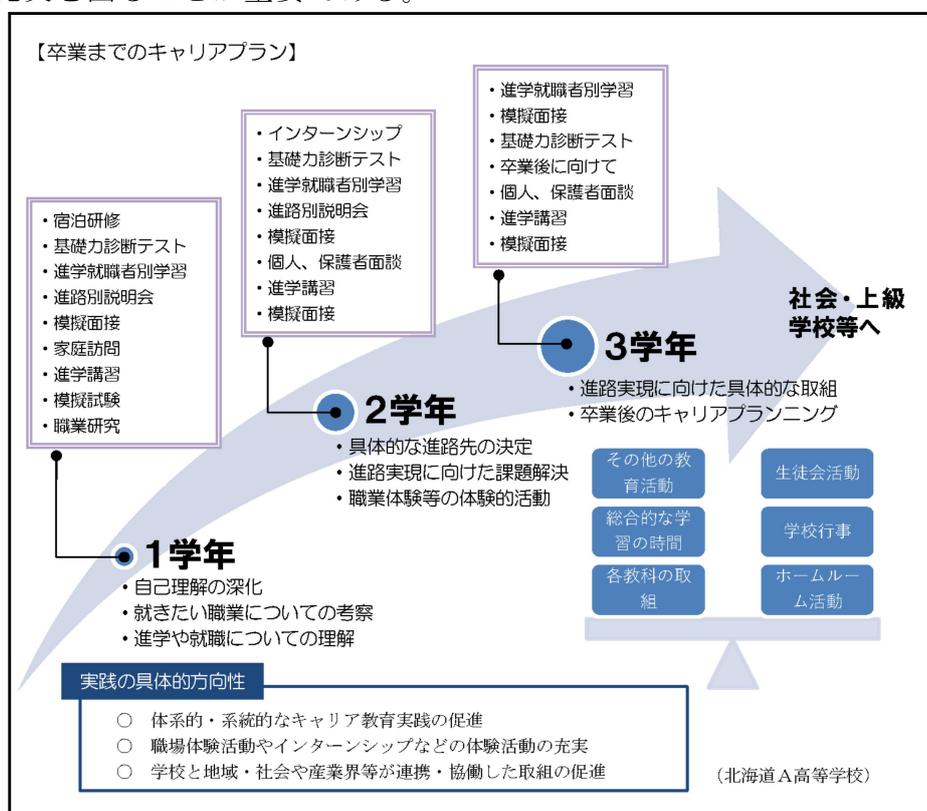


図7 北海道A高等学校における卒業までのキャリアプラン

3 政治的教養を育む教育について

(1) 政治的教養を育む教育の目的

18歳選挙権年齢の引下げにより、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成し、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むとともに、根拠を持って自分の考えを主張し説得する力を身に付けていくことが重要となっている。

単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるだけではなく、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を身に付けさせることが必要である。

(2) 政治的教養を育む教育

政治的教養を育む教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく、広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。

こうした主権者として、必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるだけではなく、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の現実を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力などがある。

各学校においては、これらの力を教科横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。

(3) 指導上の留意事項

政治的教養を育む教育を行うに当たっては、法律に則った適切な選挙運動が行われるよう、公職選挙法等に関する正しい知識を生徒に身に付けさせることが重要である。

また、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づき制限などがあることに留意することが必要である。

なお、北海道教育委員会では、政治的教養を育む教育に関わる資料を作成し、取組事例をまとめているので、各学校において積極的に活用願いたい。

- 「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の活用について」
(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/seijitekikyoyou.htm>)
- 「保護者向け啓発資料『保護者の皆様へ ～選挙権年齢の引下げに伴う高校教育～』」
(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/hogoshaz.pdf>)
- 「生徒向け啓発資料『生徒のみなさんへ ～選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました～』」(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/seitomuke.pdf>)
- 「政治的教養を育む教育 取組事例 学校ホームページ掲載状況」
(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/seitekikyoyou.pdf>)

4 北海道公立高等学校平成29年度入学者教育課程編成の状況

○資料1

「学校設定科目」の設定状況（全日制）

年度 \ 課程・学科	全日制課程 普通科	全日制課程 総合学科	全日制課程 専門学科
平成29年度	149校	16校	59校
平成28年度	153校	16校	56校

○資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

	大学・高専等における学修	技能審査等の成果	ボランティア活動等の学修
全日制課程普通科	19校	66校	15校
全日制課程総合学科	8校	15校	8校
全日制課程専門学科	5校	37校	3校
定時制課程普通科	6校	23校	10校
定時制課程専門学科	3校	15校	2校

○資料3

「類型を設定している学校（全日制）」の状況

	第1学年から	第2学年から	第3学年から
普通科	1校	56校	21校
専門学科	2校	23校	2校

○資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

	全日制課程 普通科	全日制課程 総合学科	全日制課程 専門学科	定時制課程 普通科	定時制課程 専門学科
校数	73校	16校	26校	11校	7校

○資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

	全日制課程 普通科	全日制課程 総合学科	全日制課程 専門学科	定時制課程 普通科	定時制課程 専門学科
校数	43校	13校	9校	6校	7校

○資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
全日制課程	191校	193校	195校	195校
定時制課程	35校	35校	34校	36校

注：中等教育学校は、全日制課程普通科及び専門学科に含めている。